

にかほ市談合情報対応マニュアル

(平成 19 年 6 月 11 日建発-88)

第 1 本マニュアルの趣旨及び対象

1 本マニュアルの趣旨

本市建設工事等の入札の公正を期し、入札談合に関する情報に対して、公正取引委員会及び管轄警察署（以下「公正取引委員会等」という。）との連携を図りつつ、迅速かつ統一的な対応を行うため、その具体的な手続きを定めるものとする。

2 本マニュアルの対象

本マニュアルの対象は、にかほ市が発注する建設工事等に係る入札について把握した談合に関する情報とする。

第 2 情報の確認及び信憑性の判断等の手続き

1 情報の確認

入札に付そうとする工事（業務）又は既に入札を執行した工事（業務）について、入札談合に関する情報を把握した場合には、情報確認項目（別紙 1）により当該情報の内容を確認するものとする。

2 報告及び指名審査調整会議の招集

(1) 前項の情報を確認した課の長は、直ちに情報の内容を取りまとめの上、指名審査調整会議の長に報告するものとする。

(2) 指名審査調整会議の長は、前号により入札談合に関する情報に係る報告を受けた場合には、速やかに指名審査調整会議を招集するものとする。

3 指名審査調整会議による審査等

(1) 指名審査調整会議は、情報確認項目（別紙 1）により、当該情報が信憑性を有する情報（以下「談合情報」という。）か否かについて審議するものとする。

(2) 前号により談合情報として取り扱うこととした場合は、第 3 以下の手続きにより対応するものとする。

4 公正取引委員会等への報告等

財政課長は、前項第 1 号の審議の結果、談合情報として取り扱うこととした場合は、談合情報報告書（様式 1）を添付して、直ちに公正取引委員会等に報告（様式 2）するとともに、指名審査調整会議の長は、入札執行者に対し通知（様式 3）するものとする。

第 3 談合情報への具体的な対応

I 入札執行前に談合情報を把握した場合

1 事情聴取等

(1) 事情聴取等

(ア) 入札執行者は、第 2 第 4 項の通知を受けた場合は、入札に参加しようとする者（以下第 3 -I において「入札参加者」という。）全員に対して事情聴取を行うものとする。なお、事情聴取は、原則として、入札日の前日以前に行うものとする。

(イ) 入札執行者は、事情聴取を行う場合は、入札参加者全員に通知（様式 4）するものとする。

(ウ) 入札執行者は、事情聴取の終了後、直ちに事情聴取対象者に誓約書（別紙 5）の提出を求めるものとする。

(エ) 入札執行者は、事情聴取の終了後、事情聴取書（様式 5）を作成し、誓約書（別紙 5）の写し等を添付のうえ、直ちに指名審査調整会議の長に報告（様

式6)するものとする。

(2) 入札の延期

入札執行者は、入札執行までに事情聴取を実施する時間的余裕がない場合は、入札を延期することができるものとし、入札参加者に対してその旨を通知(様式7)するものとする。

2 事情聴取等の結果による審議等

(1) 指名審査調整会議の招集

指名審査調整会議の長は、前項第1号(エ)事情聴取書等の送付を受けた場合は、速やかに指名審査調整会議を招集するものとする。

(2) 事情聴取等の結果の審議

指名審査調整会議は、事情聴取等の結果により、明らかに談合の事実があったと認められるか否かについて審議するものとする。

(3) 審議結果の通知

指名審査調整会議の長は、前号の審議結果について入札執行者に通知(様式3)するものとする。

3 事情聴取等の結果、明らかに談合の事実があったと認められる場合の対応

(1) 入札の延期又は取止め

入札執行者は、指名審査調整会議の長から明らかに談合の事実があったと認められる旨の通知を受けた場合は、入札を延期し、又は取止めるものとする。

(2) 公正取引委員会等への報告等

財政課長は、前号により対応した場合は、事情聴取書(様式5)の写し、誓約書(別紙5)の写しを添付して、直ちに公正取引委員会等に報告(様式2)するものとする。

4 事情聴取等の結果、明らかに談合の事実があったとは認められない場合の対応

(1) 公正取引委員会等への報告等

財政課長は、第2項第2号の審議の結果、談合の事実があったと認められない場合は、事情聴取書(様式5)の写し及び誓約書(別紙5)の写しを添付のうえ、直ちに公正取引委員会等に報告(様式2)するものとする。

(2) 入札の執行及び落札者決定の保留

(ア) 入札執行者は、指名審査調整会議の長から談合の事実があったと認められない旨の通知を受けた場合は、入札参加者に対し、入札執行後明らかに談合の事実があったと認められた場合には入札を無効とする旨の注意を促した後に、入札を行うものとする。

(イ) 入札執行者は、(ア)により対応した場合、指名審査調整会議の長から見積内説明細書の精査結果に係る審議の結果、談合の事実があったと認められない旨の通知を受けるまで、落札者の決定を保留するものとし、入札終了後にその旨入札参加者に説明するものとする。

(3) 見積内説明細書の提出

前項の場合、入札執行者は、第1回目の入札に際し、全ての入札参加者から見積内説明細書を提出させるものとする。

(4) 見積内説明細書の精査

入札執行者は、入札終了後、直ちに入札参加者全員の見積内説明細書の精査を行うものとする。

(5) 見積内説明細書等の報告

入札執行者は、見積内説明細書を精査した後、当該見積内説明細書の写し及び

入札調の写しを添付して、指名審査調整会議の長に報告（様式6）するものとする。この場合において、入札執行者は、指名審査調整会議の長への送付に先立って、必要に応じ入札参加者に対して事情聴取を行うことができるものとする。

（6） 指名審査調整会議の招集

指名審査調整会議の長は、前項により見積内訳明細書の写し等の送付を受けた場合は、速やかに指名審査調整会議を招集するものとする。

（7） 見積内訳明細書の精査結果による審議

指名審査調整会議は、見積内訳明細書の精査結果により、明らかに談合の事実があったと認められるか否かについて審議するものとする。

（8） 審議結果の通知

指名審査調整会議の長は、前項による審議結果を入札執行者に通知（様式3）するものとする。

（9） 見積内訳明細書の精査結果による審議において、明らかに談合の事実があったと認められる場合の対応

（ア） 入札の無効

入札執行者は、指名審査調整会議の長から明らかに談合の事実があったと認められる旨の通知を受けた場合は、入札を無効とするものとする。

（イ） 公正取引委員会等への通報

財政課長は、前号により対応した場合は、入札調の写し、見積内訳明細書の写しを添付して、直ちに公正取引委員会等に報告（様式2）するものとする。

（10） 見積内訳明細書の精査結果による審議において、談合の事実があったと認められない場合の対応

（ア） 落札者の決定

入札執行者は、指名審査調整会議の長から談合の事実があったと認められない旨の通知を受けた場合は、落札者を決定するものとする。

（イ） 公正取引委員会等への通報

財政課長は、前号により対応した場合は、入札調の写しを添付して、速やかに公正取引委員会等に通報（様式2）するものとする。

Ⅱ 入札執行後契約締結前に談合情報を把握した場合

1 事情聴取等

（1） 入札執行者は、第2第4項の通知を受けた場合は、入札に参加した者（入札辞退者も含む。第3－Ⅱ、第3－Ⅲにおいて「入札参加者」という。）全員に対して事情聴取を行うものとする。

（2） 入札執行者は、事情聴取を行う場合は、入札参加者全員に通知（様式4）するものとする。

（3） 入札執行者は、事情聴取の終了後、直ちに事情聴取対象者に誓約書（別紙5）の提出を求めるものとする。

（4） 入札執行者は、事情聴取の終了後、事情聴取書（様式5）を作成し、誓約書（別紙5）の写し等を添付のうえ、直ちに指名審査調整会議の長に報告（様式6）するものとする。

2 事情聴取等の結果による審議等

（1） 指名審査調整会議の招集

指名審査調整会議の長は、前項第4号により事情聴取書等の送付を受けた場合は、速やかに指名審査調整会議を招集するものとする。

- (2) 事情聴取等の結果の審議
指名審査調整会議は、事情聴取等の結果により、明らかに談合の事実があったと認められるか否かについて審議するものとする。
- (3) 審議結果の通知
指名審査調整会議の長は、前号の審議結果について入札執行者に通知(様式3)するものとする。

3 事情聴取等の結果、明らかに談合の事実があったと認められる場合の対応

- (1) 入札の無効
入札執行者は、指名審査調整会議の長から明らかに談合の事実があったと認められる旨の通知を受けた場合は、入札を無効とするものとする。
- (2) 公正取引委員会等への報告等
財政課長は、前号により対応した場合は、事情聴取書(様式5)の写し、誓約書(別紙5)の写しを添付して、直ちに公正取引委員会等に報告(様式2)するものとする。

4 事情聴取等の結果、談合の事実があったとは認められない場合の対応

- (1) 公正取引委員会等への報告等
財政課長は、第2項第2号の審議の結果、談合の事実があったと認められない場合は、事情聴取書(様式5)の写し、誓約書(別紙5)の写しを添付のうえ、直ちに公正取引委員会等に報告(様式2)するものとする。

Ⅲ 契約締結後に談合情報を把握した場合

1 事情聴取等

- (1) 入札執行者は、第2第4項の通知を受けた場合は、入札参加者全員に対して事情聴取を行うものとする。
- (2) 入札執行者は、事情聴取を行う場合は、入札参加者全員に通知(様式4)するものとする。
- (3) 入札執行者は、事情聴取の終了後、直ちに事情聴取対象者に誓約書(別紙5)の提出を求めるものとする。
- (4) 入札執行者は、事情聴取の終了後、事情聴取書(様式5)を作成し、誓約書(別紙5)の写し等を添付のうえ、直ちに指名審査調整会議の長に報告(様式6)するものとする。

2 事情聴取等の結果による審議等

- (1) 指名審査調整会議の招集
指名審査調整会議の長は、前項第4号により事情聴取書等の送付を受けた場合は、速やかに指名審査調整会議を招集するものとする。
- (2) 事情聴取等の結果の審議
指名審査調整会議は、事情聴取等の結果により、明らかに談合の事実があったと認められるか否かについて審議するものとする。
- (3) 審議結果の通知
指名審査調整会議の長は、前号の審議結果について、入札執行者及び契約担当者に対し通知(様式3)するものとする。

3 事情聴取等の結果、明らかに談合の事実があったと認められる場合の対応

- (1) 契約の解除
契約担当者は、指名審査調整会議の長から明らかに談合の事実があったと認め

られる旨の通知を受けた場合は、工事（業務）の進捗状況等を考慮して契約を解除するか否かを判断するものとする。

(2) 公正取引委員会等への報告等

財政課長は、第2項第2号の審議の結果、談合の事実があったと認められない場合は、事情聴取書（様式5）の写し、誓約書（別紙5）の写しを添付して、直ちに公正取引委員会等に報告（様式2）するものとする。また、契約担当者が契約を解除した場合は、その旨を報告するものとする。

4 事情聴取等の結果、明らかに談合の事実があったと認められない場合の対応

財政課長は、第2項第2号の審議の結果、談合の事実があったと認められない場合は、事情聴取書（様式5）の写し及び誓約書（別紙5）の写しを添付して、直ちに公正取引委員会等に報告（様式2）するものとする。

第4 個別の手続き等

第2及び第3に定める手続きは、次に掲げる事項に留意して行うものとする。

1 指名審査調整会議の決議

指名審査調整会議の長は、緊急を有するため、指名審査調整会議を開催することができない場合は、書類の回議をもって指名審査調整会議に代えることができるものとする。

2 公正取引委員会等への報告等

(1) 公正取引委員会等への報告等を行った場合は、報告等の内容について公正取引委員会等からの問い合わせがあることも予想されるため、指名審査調整会議の庶務は提出した資料の範囲内での確な対応ができるよう内容について整理しておくものとする。

(2) 公正取引委員会等へは、手続きの各段階で談合情報報告書、事情聴取書、誓約書、入札調の写し等を送付するものであるが、事情聴取から入札までの手続き等を引き続いて行う場合には、これらを入札終了後に一括して送付できるものとする。

3 事情聴取

(1) 事情聴取は、別紙2の手順により、入札執行課において、当該課の長を中心として複数の職員で行うものとする。

(2) 事情聴取は、別紙3を参考とした項目について聴き取りを行うものとする。

4 誓約書の提出等

誓約書については、誓約書の写しを公正取引委員会に送付する旨を予め事情聴取の対象者に告知したうえで、事情聴取の終了後、直ちに事情聴取の対象者に自主的に提出させるものとする。

5 見積内訳明細書の確認

提出された見積内訳明細書については、指名審査調整会議の長等が、入札執行後直ちに談合の形跡がないかを入念に確認し、確認終了後においても返却しないものとする。

6 入札の執行

第3-I第4項第2号（ア）の「入札を無効とする旨の注意」及び（イ）の「落札者の決定を保留する旨の説明」は、別紙4により行うものとする。

7 報道機関への対応

報道機関から発注者としての対応についての説明を求められた場合は、原則として入札執行者が対応するものとする。また、その際は、談合情報については本マニュアルに沿って手続きを進めている旨を明らかにするものとする。

(令和6年12月9日財発-420 全部改正 (令和7年1月4日から施行))

(様式1)

談合情報報告書

	年 月 日
情報を受けた日時	年 月 日 () 時 分 ☐ 入札執行前 ☐ 入札執行後契約前 ☐ 契約後
工事(業務)名・場所	
入札(予定)日時	年 月 日 () 時 分
情報提供者	☐ 報道機関名 ☐ その他 (役職・氏名等)
受信者の職・氏名	
情報提供手段	☐ 電話 ☐ 書面 ☐ 面接 ☐ 報道
情報内容	
応答の概要	
入札の結果	☐ 改札前 ☐ 情報と一致 ☐ 情報と不一致
特記事項	
本件の問い合わせ先	

- (注) 1 ☐には、該当事項にレ印を記入すること。
2 情報に係る書面、新聞記事等関連資料を添付すること。
3 入札結果の情報が明らかになる前の場合は指名業者一覧表又は入札参加者一覧表、入札結果の情報が明らかになった後の場合は入札調を添付すること。
4 特記事項には、同様の情報の他機関への提供状況や報道機関からの取材の状況等について記入すること。

(様式2)

文書番号
日 付

公正取引委員会東北事務所長 様

財政課長

談合情報について（報告）

次の工事（業務）の入札について寄せられた談合情報に関し、次のとおり報告します。

- 1 工事（業務）名等
 - ①工事（業務）番号
 - ②工事（業務）名称
 - ③工事（業務）場所

- 2 情報の信憑性、談合の事実の有無等

- 3 送付する資料等
 - ☐談合情報報告書（写）
 - ☐事情聴取書（写）
 - ☐誓約書（写）
 - ☐入札調（写）
 - ☐見積内訳明細書（写）
 - ☐入札に関する連絡（無効・延期・取消し）
 - ☐その他（ ）

担当課・名：
電話番号

(※) 2については、次の記載例を参考に記載すること。また、3については、該当事項□にレ印を記入すること。

様式2 「2 情報の信憑性、談合の事実の有無等」 の記載例

- 1 談合情報が寄せられた旨通報する場合の記載例（本マニュアル第2の4該当）
1の工事（業務）について寄せられた情報については、信憑性を有すると判断し、今後、入札参加者全員に対する事情聴取を行う予定である。
- 2 入札執行前に寄せられた談合情報について、事情聴取等の結果等を報告する場合の記載例（本マニュアル第3のⅠの3（2）、4（1）該当）
入札執行前に談合情報が寄せられた1の工事（業務）について、入札参加者全員に対する事情聴取及び見積内訳明細書の精査を行った結果、明らかに談合の事実があったと認められたので、入札を取り止めた（談合の事実があったと認められなかったので、入札を執行することとした。）。
- 3 入札執行後契約締結前に寄せられた談合情報について、事情聴取等の結果等を報告する場合の記載例（本マニュアル第3のⅡの3（2）又は4該当）
入札執行後契約前に談合情報が寄せられた1の工事（業務）について、入札参加者全員に対する事情聴取及び見積内訳明細書の精査を行った結果、明らかに談合の事実があったと認められたので、入札を無効とした（談合の事実があったと認められなかった）。
- 4 契約締結後に寄せられた談合情報について、事情聴取の結果等を報告する場合の記載例（本マニュアル第3のⅢの3（2）又は4該当）
契約後に談合情報が寄せられた1の工事（業務）について、入札参加者全員に対する事情聴取を行った結果、明らかに談合の事実があったと認められたので、契約を解除した（談合の事実があったと認められなかった）。

(様式3)

文書番号
日 付

入札執行者 様
(契約担当者)

指名審査調整会議の長

談合情報に係る指名審査調整会議の審議結果について（通知）

次の工事（業務）に係る指名審査調整会議の審議の結果は、次のとおりです。

1 工事（業務）名等

- (1) 工事（業務）番号
- (2) 工事（業務）名称
- (3) 工事（業務）場所

2 審議結果（該当事項にレを記入すること。）

- ☐ (1) 談合に関する情報についての信憑性の判断
当該情報を「談合情報」として取扱い、「談合情報対応マニュアル」第3以下の
手続きによることとした。
- ☐ (2) 事情聴取結果についての審議
 - ☐ 明らかに談合の事実があったと認められる。
 - ☐ 明らかに談合の事実があったと認められないものの公正な入札の執行が確保で
きないと認められる。
 - ☐ 談合の事実があったと認められない。
- ☐ (3) 見積内訳明細書の精査結果についての審議
 - ☐ 明らかに談合の事実があったと認められる。
 - ☐ 明らかに談合の事実があったとは認められないものの公正な入札の執行が確保
できないと認められる。
 - ☐ 談合に事実があったと認められない。
- ☐ (4) その他の状況

3 総合所見

※ 2については、該当事項にレを記入すること。

(様式4)

文書番号
日 付

入札参加者 様

入札執行者

事 情 聴 取 に つ い て （ 通 知 ）

不穏当な情報が寄せられた工事(業務)について、次のとおり事情をお聴きしたいので、
代表権のある社長又は社長に次いで責任のある方の出席をお願いします。

1 日 時 年 月 日 ()

2 場 所

3 その他 身分を確認できるもの(名刺等)を持参してください。
見積内訳明細書を提出していただきますので、持参してください。(見積内
訳明細書の提出を求める場合)

(様式5)

事 情 聴 取 書

1 工事（業務）名

2 業 者 名

3 聴取を受けた者

4 聴取を行った者

5 聴 取 の 日 時

6 聴 取 の 場 所

質 問 事 項	聴 取 内 容

※ 事情聴取対象者名簿（別紙）及び当該対象者の身分を明らかにするもの（名刺等）の写しを添付すること。

(様式6)

文書番号
年 月 日

指名審査調整会議の長 様

入札執行者

談合情報に関する資料について（報告）

次の工事（業務）の入札に係る談合情報に関する資料を、別添のとおり報告します。

1 工事（業務）名等

- （1）工事（業務）名
- （2）工事（業務）番号
- （3）工事場所

2 送付する資料等

- ☐ 事情聴取書
- ☐ 誓約書（写し）
- ☐ 入札調（写し）
- ☐ 見積内訳明細書（写し）
- ☐ その他（ ）

3 情報聴取の結果

- ☐ 談合の事実が確認された。
- ☐ 談合の事実は確認されなかった。

4 見積内訳明細書の精査の結果

- ☐ 談合の事実が確認された。
- ☐ 談合の事実は確認されなかった。

※ 2～4については、該当事項にレ印を記入すること。

(様式第 7 号)

文書番号
年 月 日

入札参加者 様

入札執行者

入札の取止め（延期）について（通知）

次の工事（業務）について、入札を取止める（延期する）ので、通知します。

※なお、入札日が確定次第お知らせします。

（※は延期の場合）

工事（業務）番号

工事（業務）名

取止め（延期）の理由